

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 059-334-3387 (平日8:30~17:15)

\*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 独立行政法人 地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター附属 居宅介護支援センターの概要

### (1) 指定居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	独立行政法人 地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター 附属居宅介護支援センター
所在地	三重県四日市市羽津山町10番8号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (2470200268)
サービスを提供する地域*	四日市市全域

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する指定居宅介護支援事業者四日市羽津医療センター附属居宅介護支援センター(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業所」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (3) 運営の方針

指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

### (4) 同事業者の職員体制

	常勤(兼務)	常勤	業務内容	計
管理者	1名		居宅介護支援センターの管理	1名
主任介護支援専門員			介護サービス調整・計画の作成、 介護支援専門員への指導・助言	
介護支援専門員		1名	介護サービス調整・計画の作成	1名

### (5) 営業日・営業時間

	電話相談	来所・訪問相談
平日	いつでも受け付けます	8:30~17:15

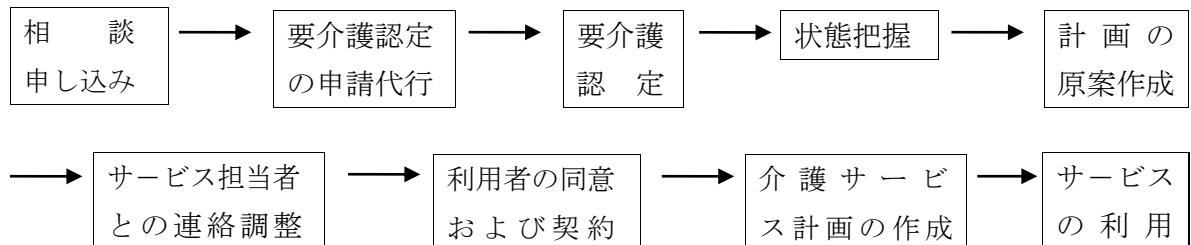
土・日・祭日	緊急の場合は受け付けます	休
--------	--------------	---

\*なお、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制です。

\*緊急連絡電話 059-334-3387

\*来所・訪問相談は12/29~1/3は休日とします。

### 3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



#### ・居宅介護支援業務の実施方法について

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	有	保険者が指定する様式で課題把握をします。
介護支援専門員への研修の実施	有	定期的に研修を実施しています。

### 4 利用料金

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日四日市市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護1・2は11,316円、要介護3・4・5は14,702円

※初回加算3,126円、入院時情報連携加算(I)2,605円、入院時情報連携加算(II)2,084円、

退院退所加算、カンファレンス無し：連携1回4,689円、連携2回6,252円

カンファレンス有り：連携1回6,252円、連携2回7,815円、連携3回9,378円

通院時情報連携加算521円・ターミナルケアマネジメント加算4,168円

#### (2) 交通費

四日市市にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方も、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費は徴収しません。

### 5 複数のサービス事業者の紹介を求めることができること。

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所に

ついて複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務付けます。また、利用者は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

## 6 病院等に入院する時は介護支援専門員の名前、連絡先を伝えて下さい。

## 7 秘密の保持について

- (1) 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- (2) 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

## 8 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）

## 9 サービスの内容に関する苦情

### (1) 利用者苦情・相談担当

当事業者の居宅介護支援に関する苦情・相談及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情・相談を承ります。

苦情・相談窓口（平日 8：30～17：15）

独立行政法人 地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター附属居宅介護支援センター 電話 059-334-3387

苦情・相談受付窓口担当者 小林、望月

苦情・相談解決責任者 小林

※ 四日市市役所介護保険課・三重県国民健康保険団体連合会にも苦情・相談 窓口があります。

四日市市役所介護保険課 電話 059-354-8190

三重県国民健康保険団体連合会 電話 059-213-6500

三重県福祉サービス運営適正化委員会 電話 059-224-8111

## 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者

の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 四日市市役所 介護保険課	所在地 四日市市諏訪町1番5号 電話番号 (直通)059-354-8190 ファックス番号 (直通)059-354-8280 受付時間 8:30~17:15 (土日祝は休み)
-------------------------------	--

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 全老健共済会
保険名	居宅介護事業者補償制度
補償の概要	居宅介護支援事業者 賠償事故補償制度

#### 1.1 第三者評価の実施状況について

提供するサービスの第三者評価の実施状況について  
提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

#### 1.2 附属施設の概要

名称 独立行政法人 地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター附属  
介護老人保健施設

施設長 山本 隆行

所在地 三重県四日市市羽津山町10-8

電話 059-334-3387 (独立行政法人 地域医療機能推進機構 四日市  
羽津医療センター附属居宅介護支援センター 直通)  
059-334-3388 (独立行政法人 地域医療機能推進機構 四日市  
羽津医療センター附属介護老人保健施設)

サービス内容 介護老人保健施設入所  
短期入所療養介護 (ショートステイ)  
通所リハビリテーション (ディケア)  
指定居宅介護支援事業  
訪問給食